



## 第二章

# 羽村市の子供と子育てを取り巻く環境



# 1 | 子供・子育てに関する動向



## ■ 国の動向

### 子ども・子育て支援新制度

「子ども・子育て支援新制度」は、平成24年8月に成立した、いわゆる「子ども・子育て関連3法<sup>○</sup>」に基づく制度です。社会全体で幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の「量」と「質」の両面から子育てを支えることを目的として、平成27年4月に施行されています。

「子ども・子育て支援新制度」は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくために作られた制度で、必要とするすべての家庭が利用でき、子供たちがより豊かに育っていける支援を目指し、様々な取組が進められています。

### こども家庭庁の創設

「こども家庭庁」は、子供の最善の利益を第一に考え、子供に関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、子供の視点で、子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子供の権利を保障し、子供を誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として創設されました。

## こども基本法

「こども基本法」は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子供が、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「こども政策」を総合的に推進することが目的とされています。同法では、「こども施策」の基本理念のほか、「こども大綱」の策定や子供等の意見の反映などが定められています。

### 「こども基本法」における「こども施策」の基本理念(第3条)

- 1 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること
- 2 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法<sup>○</sup>の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
- 3 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
- 4 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること
- 5 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること
- 6 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること

 「こども基本法」における責務・努力等(第4条～7条)

「こども基本法」第4条～7条では、国や地方公共団体等に対する責務や努力等が明記されています。

対 象	内 容
国の責務	国は、基本理念にのっとり、「こども施策」を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
地方公共団体の責務	地方公共団体は、基本理念にのっとり、「こども施策」に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における「こども」の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
事業主の努力	事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。
国民の努力	国民は、基本理念にのっとり、「こども施策」について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施する「こども施策」に協力するよう努めるものとする。

 「こども施策」に対する「こども等の意見の反映」(第11条)

「こども基本法」第11条では、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とされています。

また、「こども施策を策定・実施・評価するに当たり、施策の対象となるこどもや子育て当事者等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずること」が定められています。

## こども大綱

「こども大綱」は、「こども基本法」に基づいて、国が定める大綱であり、幅広い「こども施策」に関する基本的な方針を定めることが目的とされています。この大綱を基に少子化や育児の問題、子供・若者の育成支援、子供の貧困対策といった課題を一つに束ね、子供や若者、子育て当事者を真ん中に据えた取組が推進されます。

### 「こども大綱」がめざす「こどもまんなか社会」

「こども大綱」では、「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととされています。

#### 「こどもまんなか社会」とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会である。

（こども大綱・こども家庭庁）

## 「こどもまんなか社会」が目指す具体的な社会

「こどもまんなか社会」が目指す具体的な社会では、すべての子供・若者と20代・30代に分けて、以下のとおり具体的な社会が例示されています。

全てのこどもや若者が、保護者や社会に支えられ、生活に必要な知恵を身に付けながら

- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる(自己肯定感を持つ)ことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる
- 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

社会です。

そして、20代、30代を中心とする若い世代が、

- 自分らしく社会生活を送ることができ、経済的基盤が確保され、将来に見通しを持つことができる
- 希望するキャリアを諦めることなく、仕事と生活を調和させながら、希望と意欲に応じて社会で活躍することができる
- それぞれの希望に応じ、家族を持ち、こどもを産み育てることや、不安なく、こどもとの生活を始めることができる
- 社会全体から支えられ、自己肯定感を持ちながら幸せな状態で、こどもと向き合うことができ、子育てに伴う喜びを実感することができる。そうした環境の下で、こどもが幸せな状態で育つことができる

社会であるとされています。

## 🍁 「こどもまんなか社会」を実現するための基本的な方針

「こどもまんなか社会」を実現するための基本的な方針では、以下の6点が掲げられています。

<p>1</p> <p>こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る</p>	<p>2</p> <p>こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく</p>	<p>3</p> <p>こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する</p>
<p>4</p> <p>良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする</p>	<p>5</p> <p>若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろ)<sup>○</sup>の打破に取り組む</p>	<p>6</p> <p>施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する</p>

## 🍁 「こども施策」の重要事項

「こども施策」の重要事項では、「こどもまんなか社会」を実現するための重要事項を、こども・若者の視点に立って分かりやすく示すため、ライフステージ<sup>○</sup>別に提示しています。

### ライフステージを通じた重要事項

- こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- こどもの貧困対策
- 障害児支援・医療的ケア児<sup>○</sup>等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー<sup>○</sup>への支援
- こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

### ライフステージ別の重要事項

(こどもの誕生前から乳幼児期)

- 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保
- こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

(学童期・思春期)

- 居場所づくり
- 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実
- 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- いじめ防止
- 不登校のこどもへの支援
- 体罰や不適切な指導の防止

(青年期)

- 高等教育の修学支援、高等教育の充実
- 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

また、「こども大綱」では「子育て当事者」への支援に関する重要事項も示しています。

### 子育て当事者への支援に関する重要事項

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

### 「こども施策」を推進するために必要な事項

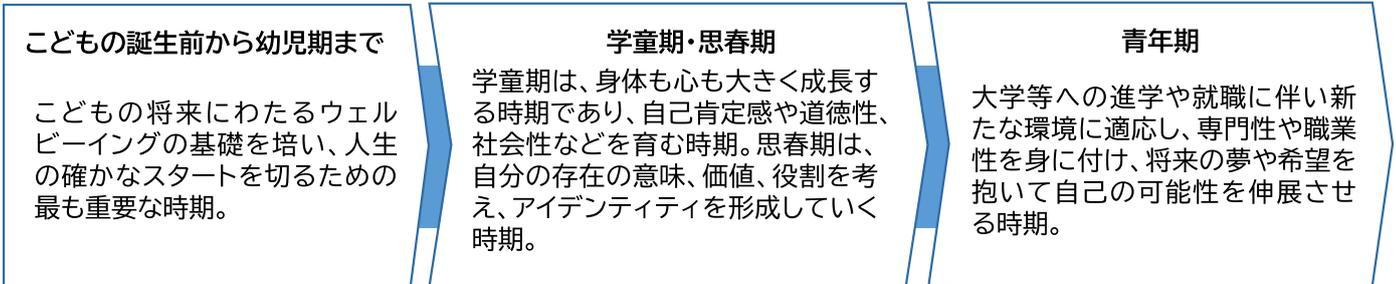
「こども施策」を推進するために必要な事項では、「こども・若者の社会参画・意見反映」が示されています。「こども施策」を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となる子供等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが地方公共団体に義務づけられています。

子供や若者と対話し、その意見を受け止め、施策に反映させ、どのように施策に反映されたかをフィードバックし、社会全体に広く発信することにより、施策の質を向上させるとともに、子供や若者の更なる意見表明につながるような好循環を創出しなければならないとされています。

 「こども施策」の重要事項・必要事項のイメージ

市では、本計画の策定にあたり、「こども大綱」における重要事項を以下のように図式化し、「こどもまんなか社会」の実現に取り組んでいきます。こちらのイメージは、後述する基本目標ごとにどのような重要事項を達成していくのかを分かりやすく示すため、活用しています。

「こども大綱」における「こども施策」の重要事項



こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等			
多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり			
こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供			
こどもの貧困対策			
障害児支援・医療的ケア児等への支援			
児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援			
こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組			
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	居場所づくり	心身の健康等の情報提供やこころのケアの充実	高等教育の修学支援、高等教育の充実 就労支援、雇用と経済的基盤の安定
こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	不登校のこどもへの支援	不適切な指導の防止	結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
	成年を前に必要となる知識の情報提供や教育	いじめ防止	悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

子育て当事者

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長のために重要。

子育てや教育に関する経済的負担の軽減
地域子育て支援、家庭教育支援
共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
ひとり親家庭への支援

「こども大綱」における「こども施策」の必要事項

こども・若者の社会参画・意見反映
------------------

## はじめの100か月の育ちビジョン

『はじめの100か月の育ちビジョン』は、「こども家庭庁」を中心に全ての子供の『はじめの100か月』の育ちを社会全体で支えていくため、令和5年12月に閣議決定されました。

このビジョンでは、全ての子供の誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイング(身体的、精神的、社会的に幸せな状態)の向上を図ることが目的とされており、「こどもの権利と尊厳を守る」などの5つのビジョンを定め、全ての人の具体的な行動を促進するための取組を含め、「こども家庭庁」が司令塔となり、具体的な施策を一体的・総合的に推進することとされています。

## こどもの居場所づくりに関する指針

「こどもの居場所づくりに関する指針」は、「こどもまんなか」の居場所づくりを実現するため、令和5年12月に閣議決定されました。指針の中では、「居場所とは、こども・若者が過ごす場所、時間、人との関係性全てが、こども・若者にとっての居場所になり得る。(中略)物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間といった多様な形態をとり得るものである」とされています。さらに、「その場や対象を居場所と感ずるかどうかは、こども・若者本人が決めること」とされています。

## こども未来戦略

「こども未来戦略」は、「若い世代が将来展望を描けない状況や、子育てをされている方の生活や子育ての悩みを受け止め」て、令和5年12月に策定されました。

「こども未来戦略」の基本理念として

- ・若者・子育て世代の所得を増やす
- ・社会全体の構造や意識を変える
- ・すべてのこどもと子育て世帯をライフステージに応じて切れ目なく支援していく

ことが掲げられ、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もが子供を持ち、安心して子育てできる社会、子供たちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指していくこととされています。

## こどもまんなか実行計画2024

「こどもまんなか実行計画2024」は、「こども大綱」で示された6つの基本的な方針及び重要事項の下に進めていく、幅広い「こども政策」の具体的な取組を一元的に示すアクションプランとして策定されました。子供や若者の健やかな成長のための施策のほか、少子化対策、子供の貧困対策など、幅広い「こども施策」が網羅されています。

「こども大綱」がおおむね5年程度を見据えて策定されているのに対し、「こどもまんなか実行計画」は、当該年度に実施する施策を中心に、毎年6月頃を目途に改定することとされています。

## 東京都の動向

### 東京都こども基本条例の制定

「東京都こども基本条例」は、令和3年4月に施行されました。この条例では、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念のもと、子供の安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等、多岐にわたる「こども政策」の基本的な視点が一元的に規定されています。

### こども未来アクション

東京都の「こども未来アクション2025」は、子供目線で捉え直した政策の現在地と、子供との対話を通じた継続的なバージョンアップの指針として、令和7年1月に策定されました。

「チルドレンファースト」の社会の実現を目指し、都政の政策全般を子供目線で捉え直し、「こども政策」を総合的に推進していくこととされています。

### 東京都の少子化対策

東京都では、少子化対策の全体像を整理したアクションプランとして「東京都の少子化対策」が令和7年1月にまとめられました。最新データや有識者ヒアリング、都民アンケート等を踏まえ、東京都の少子化の背景や要因を分析し、幅広い政策分野における施策に盛り込まれています。

## 2 | 羽村市の現況と将来人口

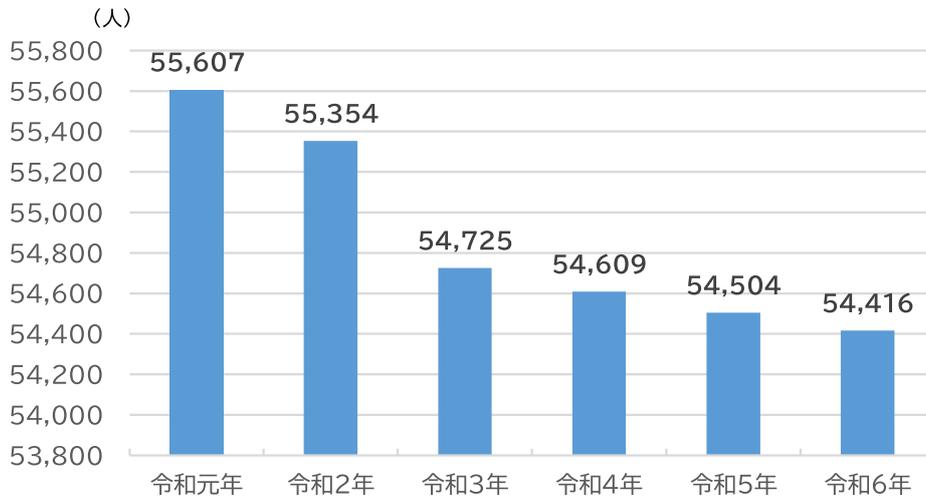
### 羽村市の人口の推移

総人口は平成22年の57,772人をピークに減少傾向にあり、令和6年4月1日現在で、54,416人となっています。令和6年の年齢4区分別人口割合は、年少人口(14歳以下)の割合は11.2%、生産年齢人口(15~64歳)の割合は61.9%、高齢人口(65~74歳)の割合は11.7%、後期高齢人口(75歳以上)の割合は15.3%となっています。



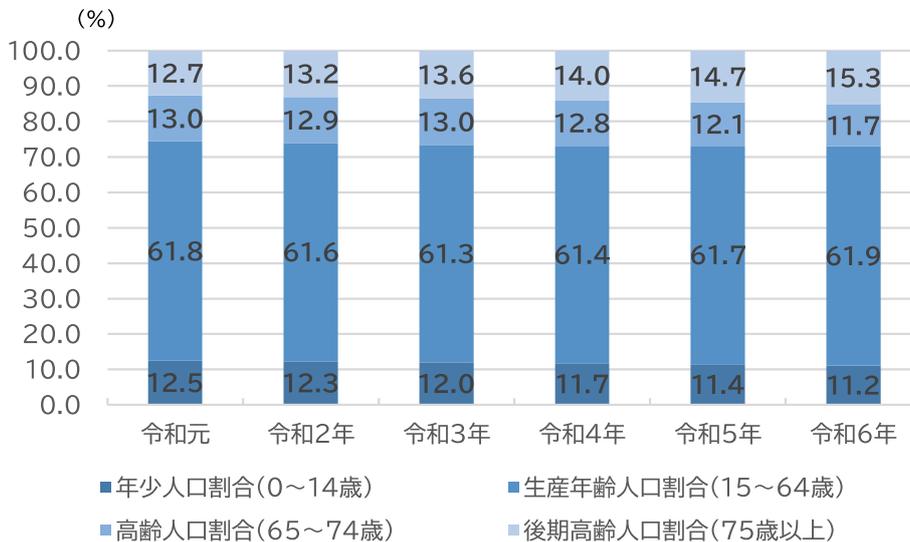
#### 人口の推移

出典:羽村市人口統計表



#### 年齢4区分別人口割合

出典:羽村市人口統計表



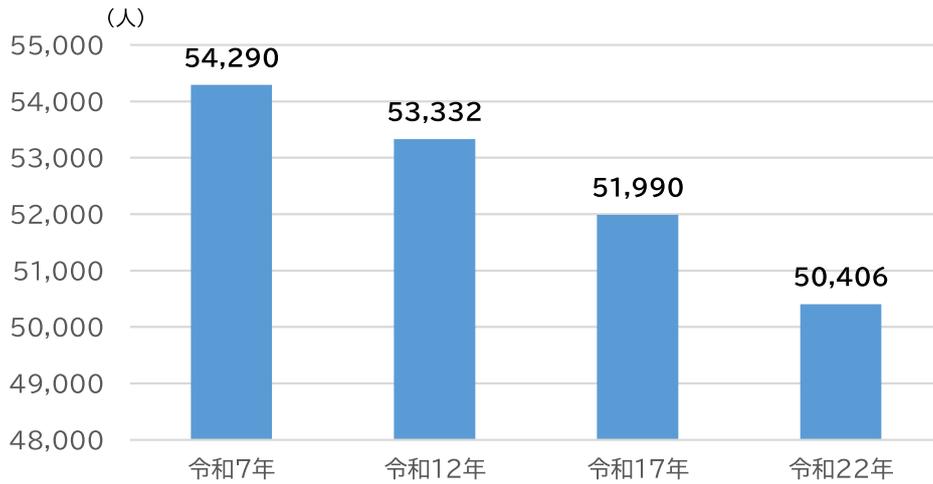
## 羽村市の人口将来推計

羽村市の総人口の将来推計は、減少する見込みとなっています。各年齢区分別にみると、令和22年までに、年少人口(14歳以下)、生産年齢人口(15～64歳)、後期高齢人口(75歳以上)は減少する見込みであり、高齢人口(65～74歳)は増加することが見込まれています。



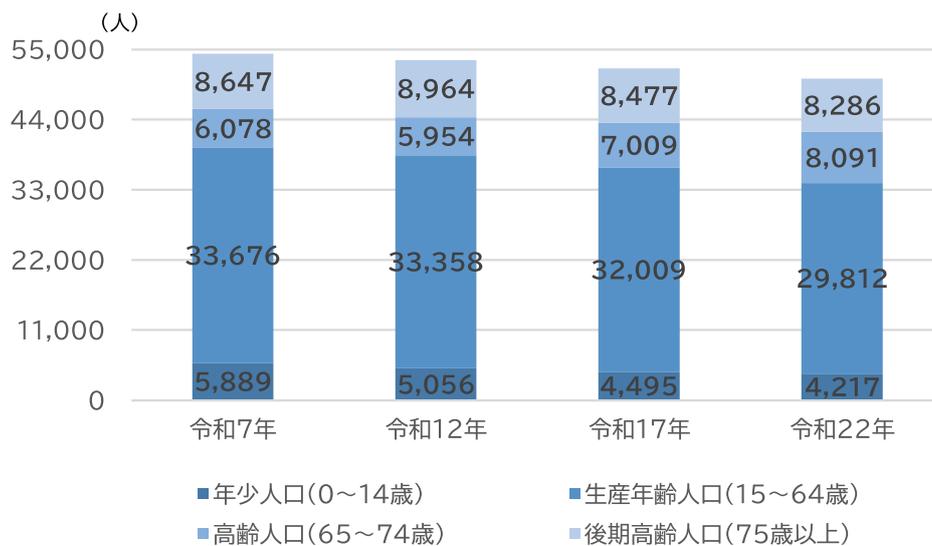
## 人口の将来推計

出典：羽村市将来人口推計結果報告書



## 年齢4区分別人口割合の将来推計

出典：羽村市将来人口推計結果報告書



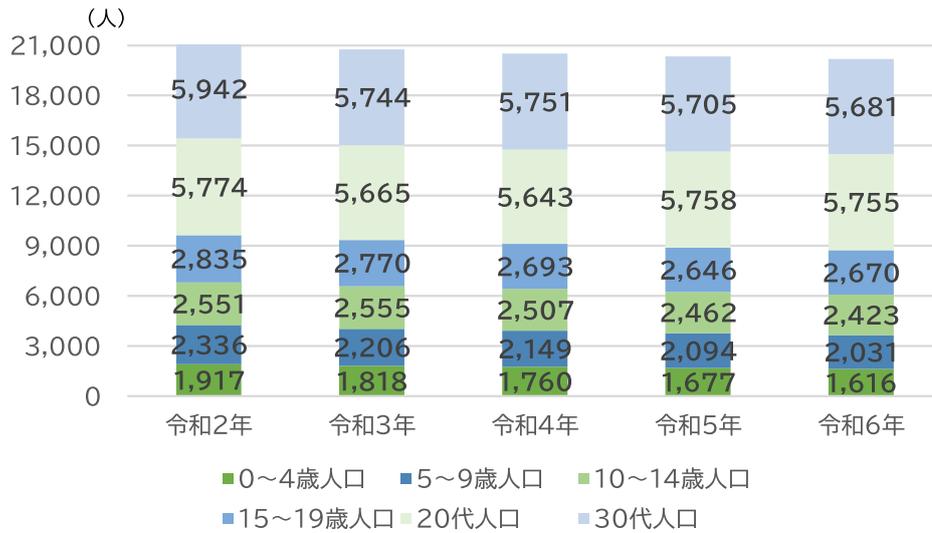
### 羽村市の子供・若者人口の推移

子供・若者人口の推移をみると、どの年齢層ともおおむね減少傾向にあり、総人口に占める子供の人口割合も年々減少傾向にあります。



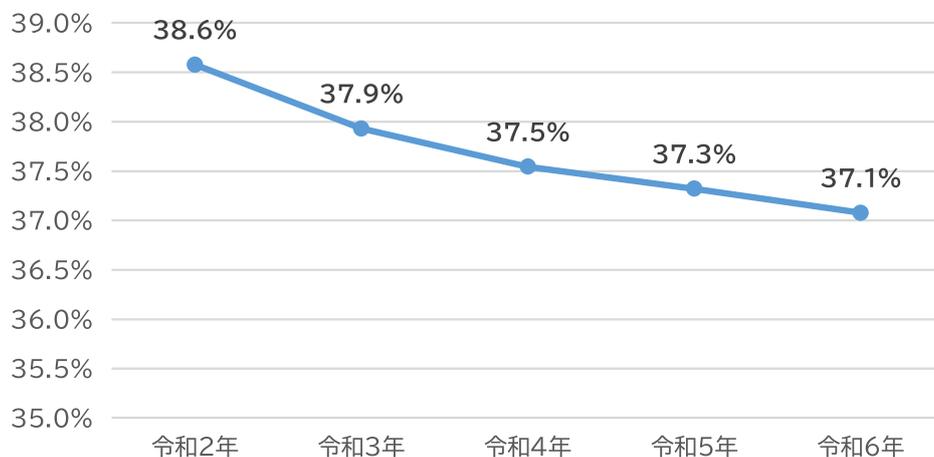
#### 子供・若者人口の推移

出典：羽村市人口統計表



#### 子供・若者人口(0~19歳・20代・30代)の割合の推移

出典：羽村市人口統計表



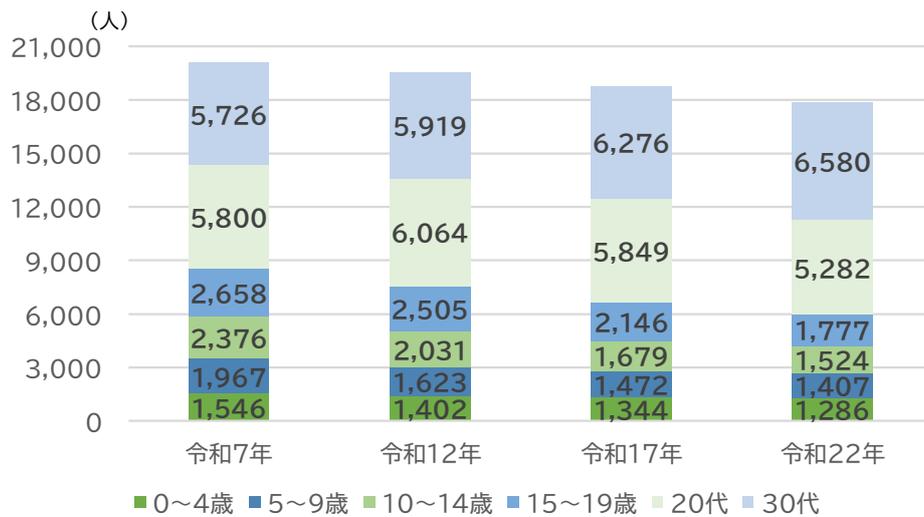
## 羽村市の子供・若者人口将来推計

子供・若者人口の将来推計をみると、30代を除いてほぼ減少傾向にあります。なお、ここでの推計にあたっては、今後の人口変動の要因(出生、死亡、転入・転出)に将来値を仮定して算出するコーホート要因法ではなく、過去の人口の増減実績に基づき推計するコーホート変化率法を用いています。



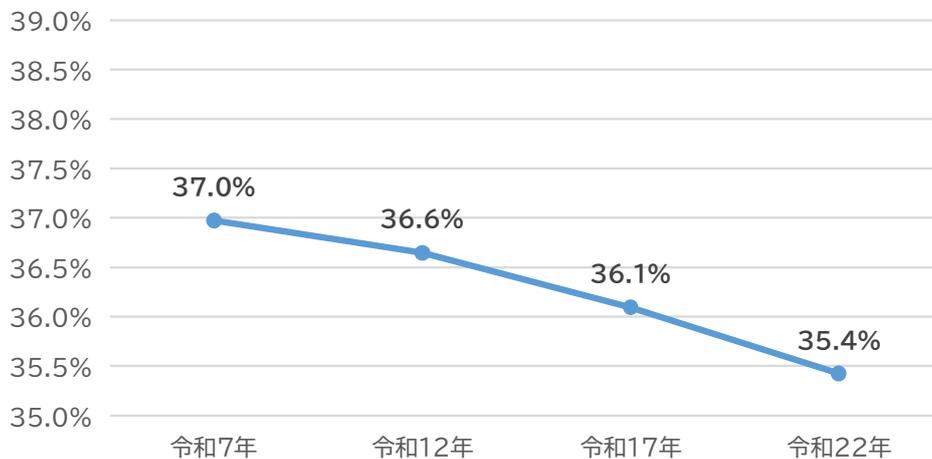
## 子供・若者人口の将来推計

出典:羽村市将来人口推計結果報告書



## 子供・若者人口割合(0~19歳・20代・30代)の推計

出典:羽村市将来人口推計結果報告書



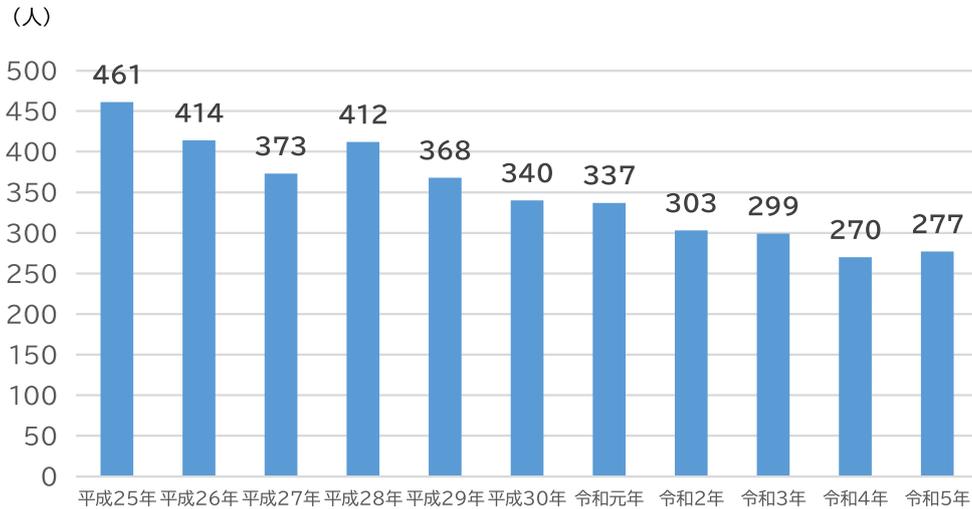
## 羽村市の出生数の推移

出生数は、令和3年に300人を下回り、令和5年では277人となっています。



### 出生数の推移

出典：東京都「人口動態統計」



## 合計特殊出生率の推移

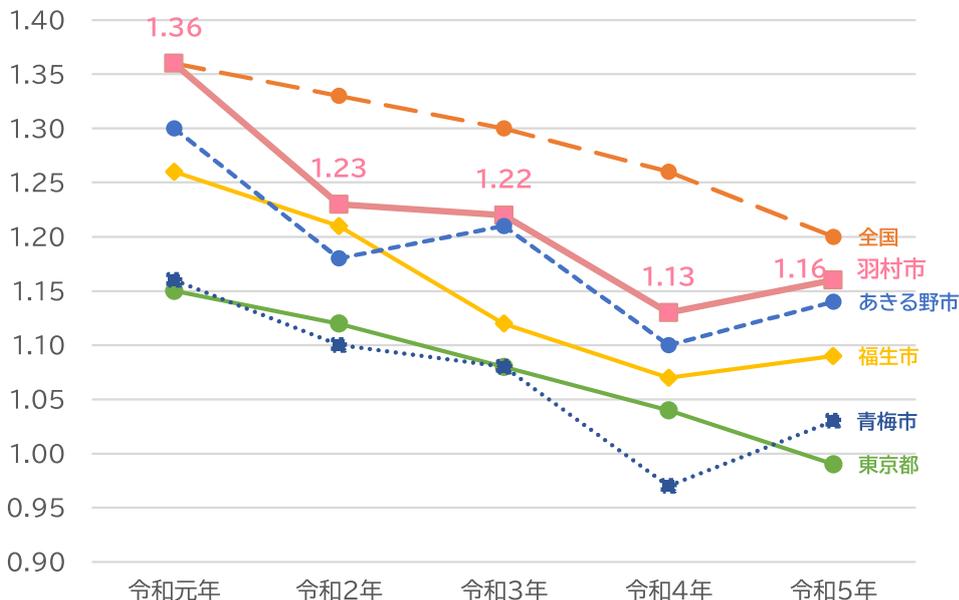
羽村市の合計特殊出生率は、平成27年には1.29まで減少しましたが、令和元年は1.36に上昇し、全国平均に並びました。その後は減少傾向にありましたが令和5年では前年を上回りました。

令和5年も全国平均を下回る状況にありますが、東京都平均よりは高い傾向が続いています。



### 合計特殊出生率の推移

出典：東京都「人口動態統計」



#### ▼令和5年度の状況

名分類	率
全国	1.20
羽村市	1.16
あきる野市	1.14
福生市	1.09
青梅市	1.03
東京都	0.99

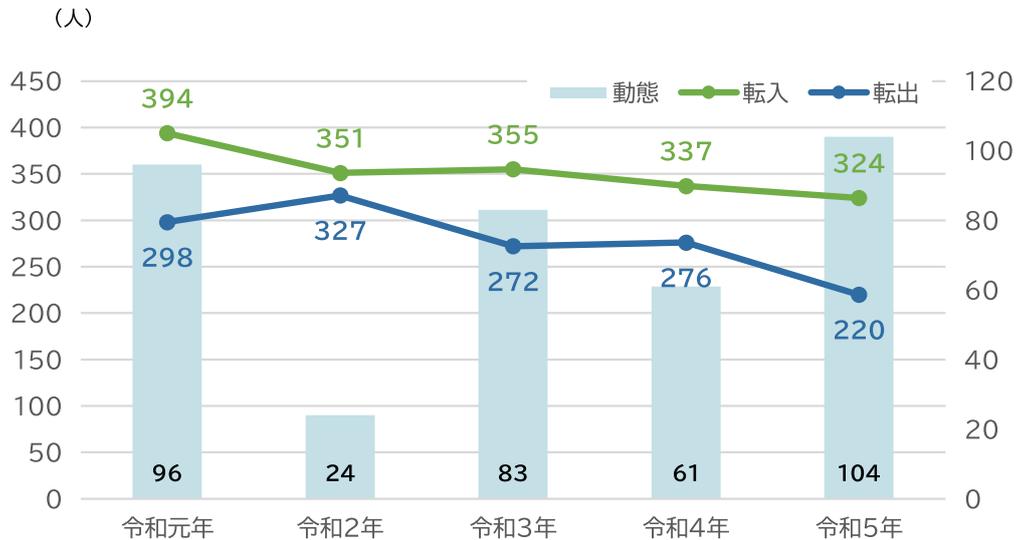
## 転入・転出の状況(0歳~19歳)

直近5年間の、0~19歳の転入・転出の状況を見ると、転入超過の傾向にあり、令和5年は最大で104人の転入超過となっています。20代、30代では、令和3年以外は転出超過の傾向にあります。令和3年は84人の転入超過となっています。



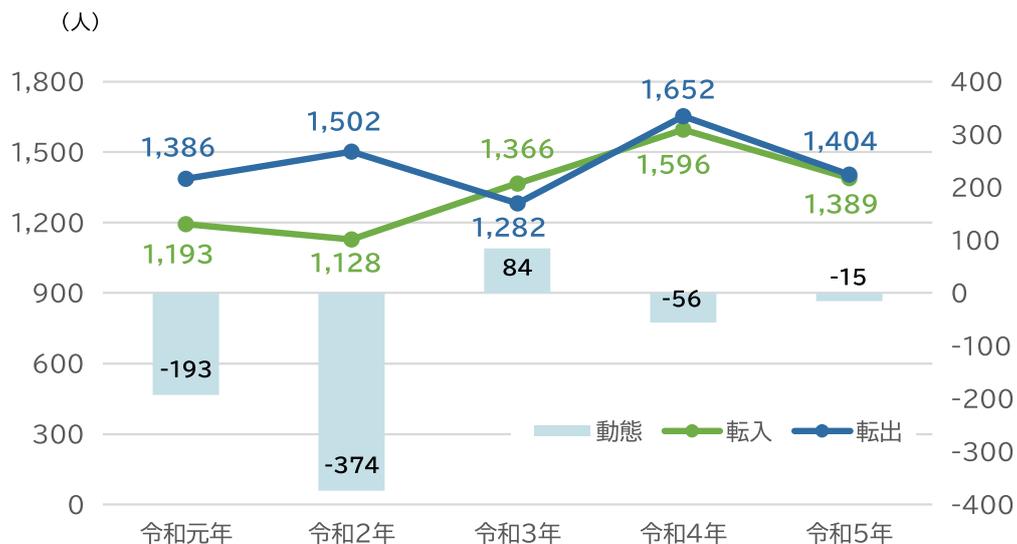
## 0~19歳の転入・転出の状況

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告書」



## 20代・30代の転入・転出の状況

出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告書」



### 3 | 市民意見聴取結果の概要

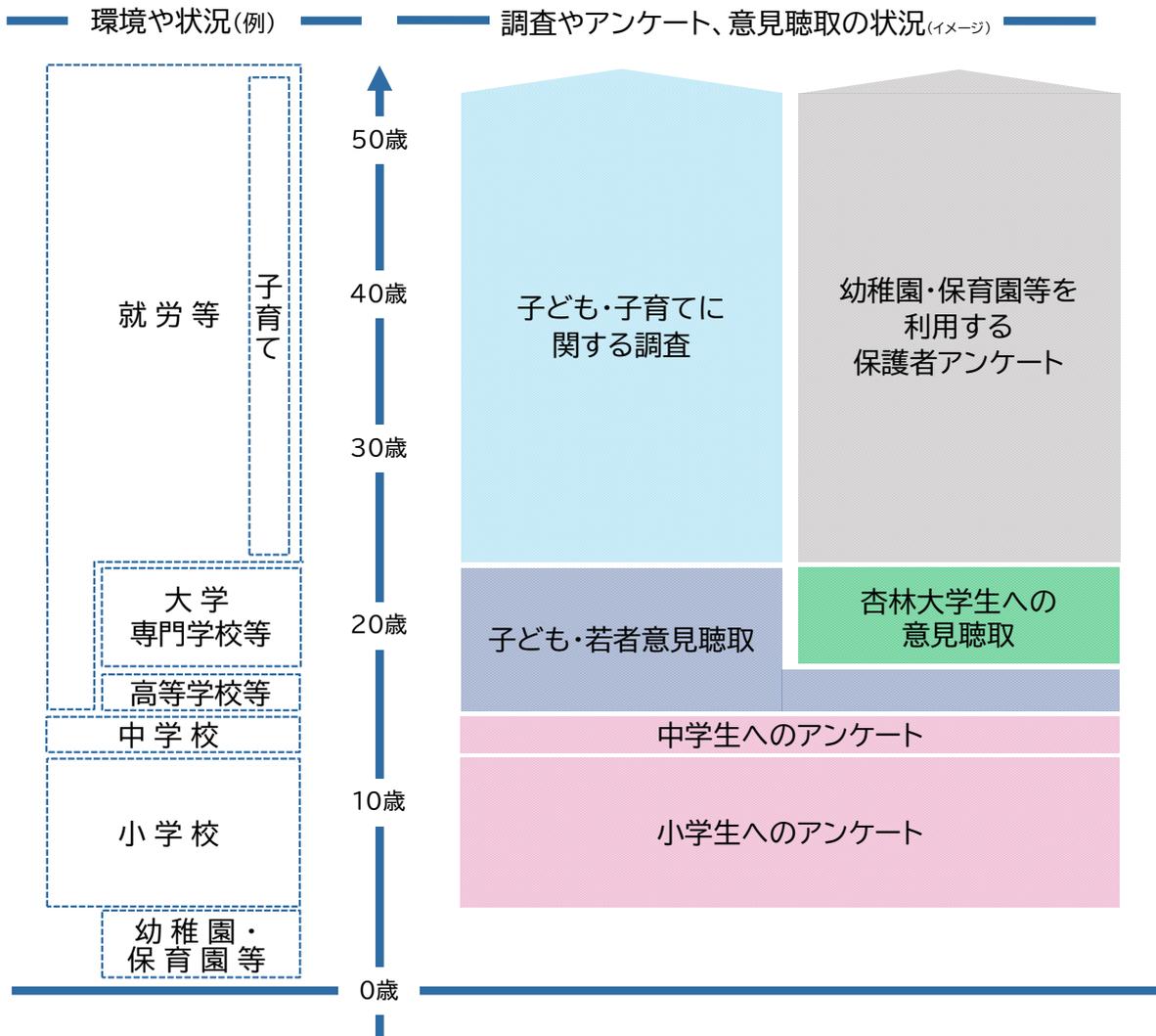
「こども基本法」第11条(こども施策に対するこども等の意見の反映)の規定を踏まえ、本計画の策定にあたっては、小・中学生や高校生・大学生世代、子育て当事者などの幅広い世代を対象にアンケートや意見聴取を行いました。

なお、計画の策定を審議する「羽村市子ども・子育て会議」にもおおむね16歳～23歳の方を新たな委員に選任しました。

#### 意見聴取の一覧

取組	対象
子ども・子育てに関する調査	就学前児童と就学児童(小学生)の保護者
子ども・若者の意見聴取	高校生・大学生世代(おおむね15歳から22歳)で羽村市在住、在学、在勤の方
杏林大学生の意見聴取	杏林大学生
幼稚園・保育園等を利用する保護者アンケート	羽村市内の幼稚園・保育園等を利用する保護者
小学生・中学生へのアンケート	羽村市内の小・中学校に在籍する児童・生徒

#### 調査やアンケート、意見聴取の状況



※対象年齢や環境・状況は目安で示しています

## ■ 子ども・子育てに関する調査

羽村市の子ども・子育てを取り巻く状況、子育て家庭の意識や実態、ニーズを把握するため、令和5年11月～12月にかけて就学前児童と就学児童(小学生)の保護者を対象に調査を実施しました。

### 調査概要

調査方法	郵送配布、郵送回収		
調査期間	令和5年11月15日(水)～令和5年12月8日(金)		
対象者	就学前児童の保護者	就学児童(小学生)の保護者	合計
配布数	1,000	600	1,600
有効回収数	465	314	779
有効回収率	46.5%	52.3%	48.6%

### 結果の概要

#### 子育てをする上で希望するサポート

##### 就学前児童

- ① 子育て中の保護者が、気軽に相談でき、適切な支援やサービスなどを紹介してもらえること **55.9%**
- ② 親子で一緒に遊んだり、学ぶ機会づくり **41.1%**
- ③ 親子でお昼ごはんやおやつを食べられるような場所づくり **33.5%**

##### 就学児童(小学生)

- ① 子育て中の保護者が、気軽に相談でき、適切な支援やサービスなどを紹介してもらえること **57.3%**
- ② 親子で一緒に遊んだり、学ぶ機会づくり **27.4%**
- ③ メール配信・SNSなどの情報提供の充実 **27.1%**

子育てをする上で希望するサポートは、就学前児童・就学児童(小学生)ともに、「子育て中の保護者が、気軽に相談でき、適切な支援やサービスなどを紹介してもらえること」が最も高く、次に「親子で一緒に遊んだり、学ぶ機会づくり」となっています。

 希望する平日の放課後の過ごし方

## 就学前児童

..... 小学校低学年時に希望する  
平日の放課後の過ごし方 .....

①	学童クラブ	73.8%
②	自宅	44.0%
③	習い事	39.3%

## 就学児童（小学生）

..... 低学年の希望する  
平日の放課後の過ごし方 .....

①	学童クラブ	56.2%
②	自宅	47.1%
③	習い事	37.9%

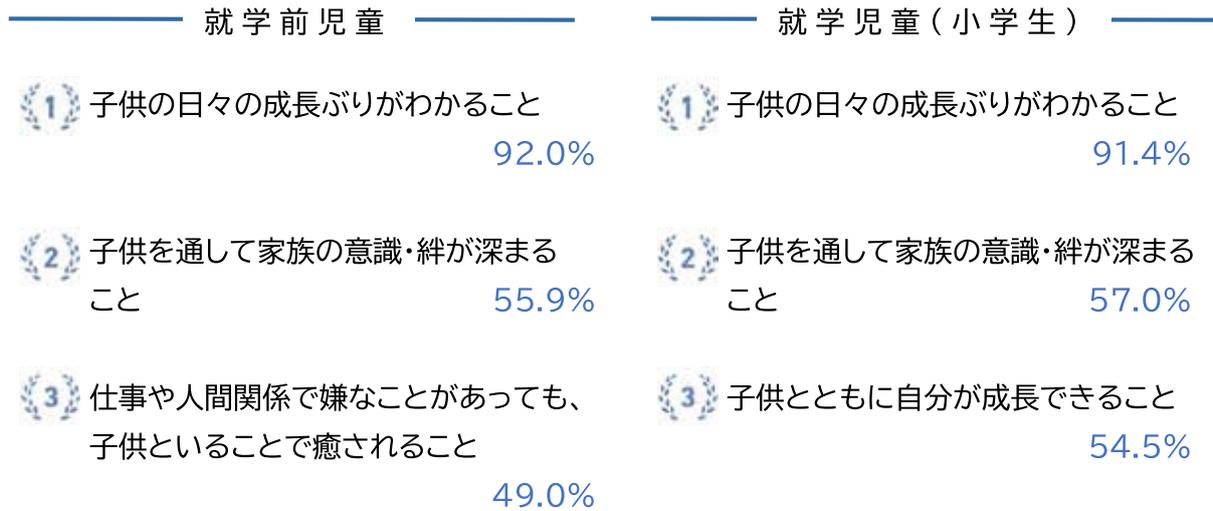
..... 小学校高学年時に希望する  
平日の放課後の過ごし方 .....

①	自宅	52.4%
②	習い事	36.9%
③	学童クラブ	25.0%

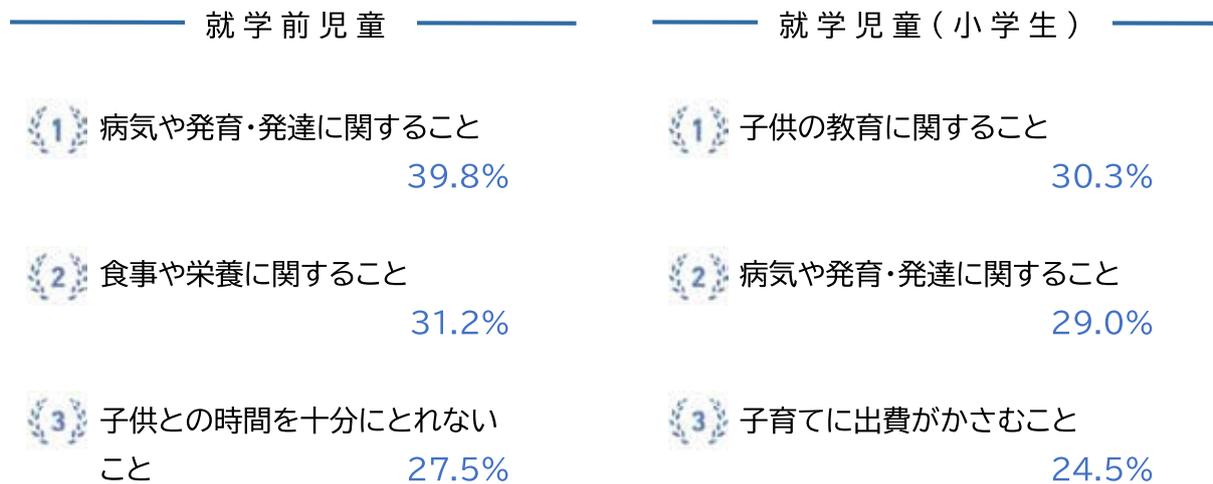
..... 高学年の希望する  
平日の放課後の過ごし方 .....

①	自宅	64.6%
②	習い事	51.6%
③	公共施設	42.9%

小学校低学年時に希望する平日の放課後の過ごし方は、就学前児童の保護者・就学児童の保護者ともに、「学童クラブ」が最も高く、次に「自宅」となっています。一方、高学年時の希望は、「自宅」が最も高く、次に「習い事」となっています。

 子育ての楽しさ、やりがい

子育ての楽しさ、やりがいは、就学前児童の保護者・就学児童(小学生)の保護者ともに、「子供の日々の成長ぶりがわかること」が最も高く、次に「子供を通して家族の意識・絆が深まること」となっています。

 子育てに関する悩み、気になること

子育てに関する悩み、気になることは、就学前児童の保護者では、「病気や発育・発達に関すること」が最も高く、次に「食事や栄養に関すること」となっています。

就学児童の保護者では、「子供の教育に関すること」が最も高く、次に「病気や発育・発達に関すること」となっており、就学前児童と就学児童で傾向に違いが出ています。

 羽村市における子育て環境の強み、弱み

## 就学前児童

## 強み

- ① 身近に公園や緑があり、自然に触れる場所 78.1%
- ② 児童館や図書館などの公共施設が充実している 48.4%
- ③ 希望する幼稚園や保育所等に通うことができる 46.9%

## 弱み

- ① 経済的支援が不十分である 37.8%
- ② 子供と一緒にでかけられる施設が少ない 32.9%
- ③ 子供が安全に遊べる場所が少ない 9.7%

## 就学児童（小学生）

## 強み

- ① 身近に公園や緑があり、自然に触れる場所 79.6%
- ② 児童館や図書館などの公共施設が充実している 49.4%
- ③ 子供が安全に遊べる場所がある 36.3%

## 弱み

- ① 経済的支援が不十分である 36.3%
- ② 子供と一緒にでかけられる施設が少ない 24.2%
- ③ 教育・保育の質が低い 17.8%

羽村市における子育て環境の強みと弱みについて、就学前児童の保護者、就学児童（小学生）の保護者ともに、強みは「身近に公園や緑があり、自然に触れる場所がある」が最も高く、次に「児童館や図書館などの公共施設が充実している」となっています。

一方、弱みは「経済的支援が不十分である」が最も高く、次に「子供と一緒にでかけられる施設が少ない」となっています。

 市に期待する子育て支援策

## 就学前児童

① 子育てに関する経済的支援  
70.3%

② 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援  
36.6%

③ 子供のための居場所づくりの充実  
23.9%

## 就学児童（小学生）

① 子育てに関する経済的支援  
60.2%

② 子供のための居場所づくりの充実  
35.0%

③ 子供に関する手続きや子供が利用する施設の入退室・出欠席等における電子化の推進  
21.3%

市に期待する支援策は、就学前児童の保護者では、「子育てに関する経済的支援」が最も高く、次に「妊娠・出産・子育てのための切れ目ない支援」となっています。

就学児童（小学生）の保護者では、「子育てに関する経済的支援」が最も高く、次に「子供のための居場所づくりの充実」となっています。

 こどもまんなか社会のイメージ

## 就学前児童

① すべての子供が幸せに暮らせる社会  
37.8%

② 子供や子育て当事者の意見を聞き、それが反映された社会  
32.9%

③ 子供に関する取組が最優先になる社会  
15.1%

## 就学児童（小学生）

① すべての子供が幸せに暮らせる社会  
46.8%

② 子供や子育て当事者の意見を聞き、それが反映された社会  
22.6%

③ 子供に関する取組が最優先になる社会  
14.0%

③ 子供の権利が保障された社会  
14.0%

「こどもまんなか社会」のイメージについては、「すべての子供が幸せに暮らせる社会」が最も高く、次に、「子供や子育て当事者の意見を聞き、それが反映された社会」となっています。

## ■ 子供・若者意見聴取

本計画を策定するにあたり、羽村市の子供・若者の実態やニーズを把握するために、令和5年11月～12月にかけて調査を実施しました。

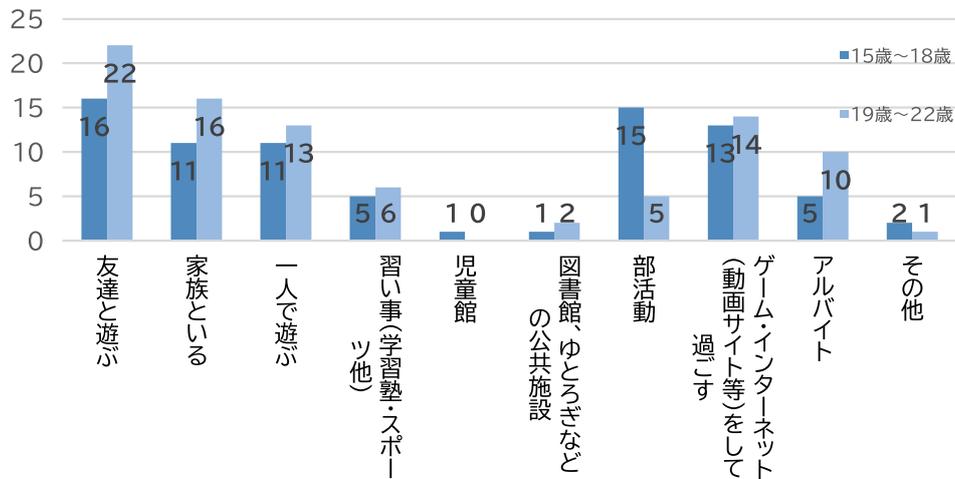
### 調査概要

調査方法	インターネットフォームを使用したWebアンケート
調査期間	令和5年11月4日(土)～令和5年12月8日(金) 35日間
対象者	高校生・大学生世代(おおむね15歳から22歳)で羽村市在住、在学、在勤の方
有効回収数	74件

### 結果の概要

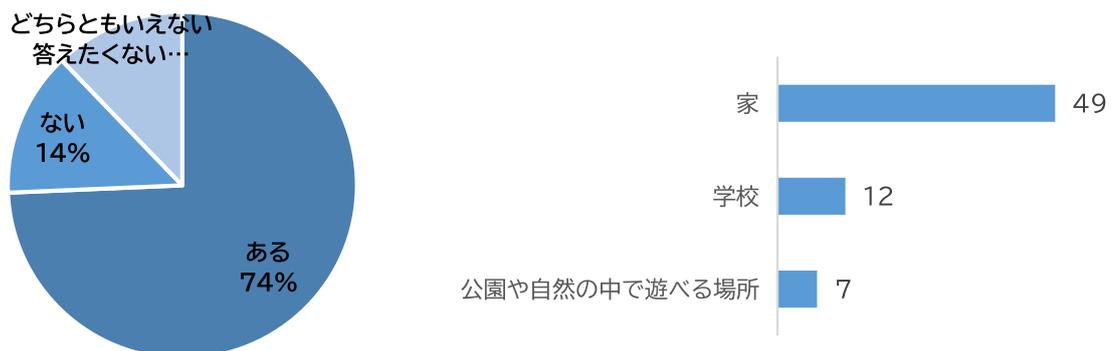
#### 放課後、夕方、休日の過ごし方

「友達と遊ぶ」が最も多く、次に「家族といる」、「ゲーム・インターネット(動画サイト等)をして過ごす」が多くなっています。



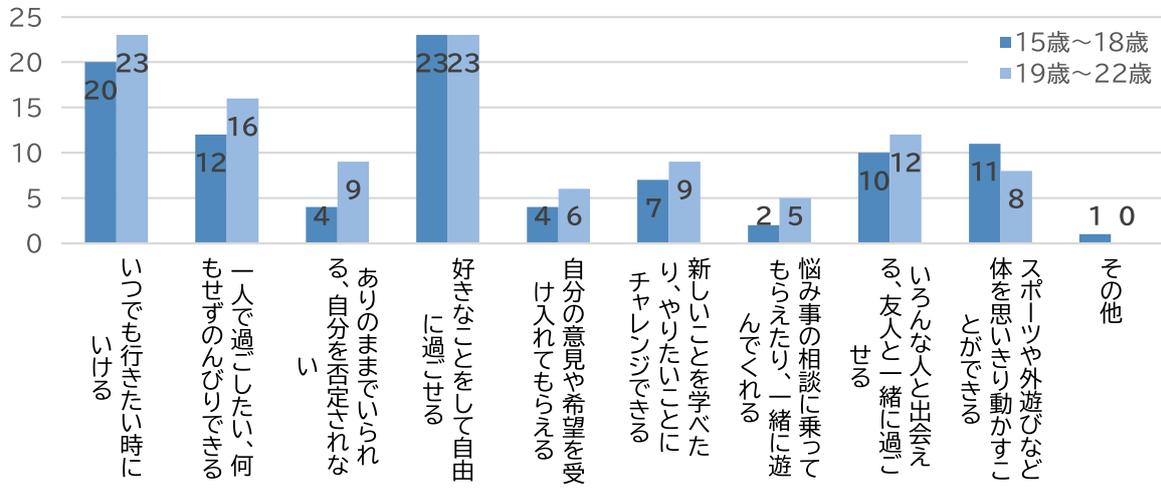
#### 居場所の有無とその主な場所

居場所は「ある」が74%、「ない」が14%であり、その場所は「家」が最も多くなっています。



 放課後、夕方、休日の居場所に求めること

「好きなことをして自由に過ごせる」が最も多く、次に「いつでも行きたい時にいける」が多くなっています。



 意見聴取で寄せられたご意見(抜粋)

“  
 ネイティブスピーカーと恒常的に交流する教室を設けてもらったり、横田基地に住む、自分と同世代の子供の外国人と遊ぶ機会などがあればよかった。  
 ”

“  
 気軽に相談できる場所が欲しかった。  
 ”

“  
 少子高齢化が進んでいく中、高齢の方を支えられるのは私たちのような若者であり、皆で羽村市を守っていけるように、それを私たちが実現実行しやすくなると良い。  
 ”

## ■ 杏林大学生の意見聴取

本計画を策定するにあたり、大学生世代の居場所・出産等に関する意識やニーズを把握するために、羽村市と包括連携協定<sup>2</sup>を締結している杏林大学の2つのゼミナールに御協力いただき、令和5年6月～11月にかけて対面による意見聴取とアンケートを実施しました。

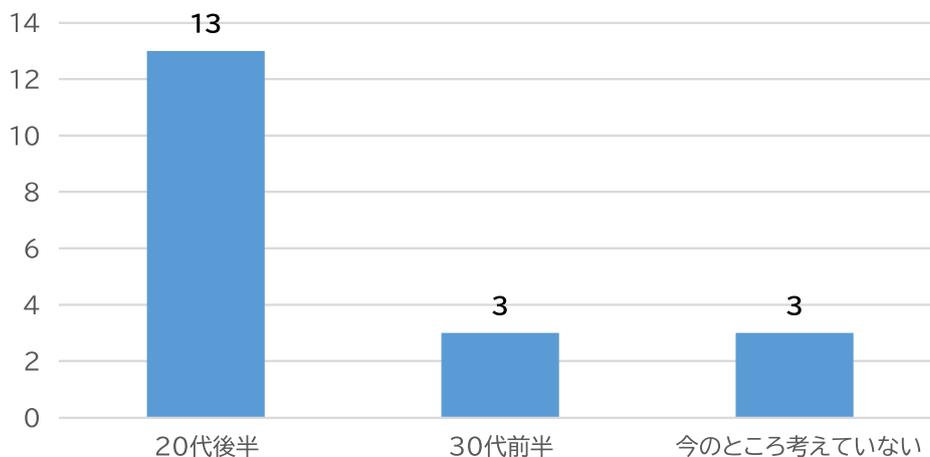
### 調査概要

調査方法	学生に市の施策などに関する講義を行い、その後、以下の手法で意見聴取を行った。 ①杏林大学生との対面による意見聴取 ②授業を活用した紙ベース、インターネットフォームのアンケート
調査期間	令和5年6月～11月(対面聴取は令和5年11月8日(水)に実施)
対象者	杏林大学の2つのゼミナールに所属する学生
有効回収数	21件(対面による意見聴取は13人の参加)

### 結果の概要

#### 理想の出産時期について

「20代後半」が最も多く、次に「30代前半」、「今のところ考えていない」が多くなっています。



#### 居場所について

「アルバイト先」、「祖父母の家」が最も多く、次に「友達の家」、「児童館」が多くなっています。

-  アルバイト先 4件
-  祖父母の家 4件
-  友達の家 3件
-  児童館 3件

#### その他の意見

恋人と一緒にいるとき、恋人の家、インターネット、図書館、本屋、CDショップ など

“



自分が中高生の時は区民センターに通っていたが、その時は体育館が併設されていて、バスケットボールなどができました。

”

“



現在、子ども食堂にボランティアで通っています。学童クラブのようになっており、食事も提供している場所です。そこで大切なのは、「誰かがいること」「さみしくない」ことだと思います。

”

## ■ 幼稚園・保育園等を利用する保護者アンケート

本計画を策定するにあたり、出産、子育てに関する実態を把握するため、令和6年1月～2月にかけてアンケートを実施しました。

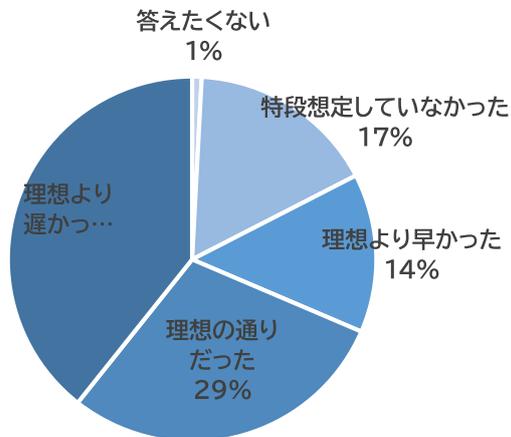
### 調査概要

調査方法	インターネットフォームを使用したWebアンケート
調査期間	令和6年1月29日(月)～2月26日(月) ※29日間
対象者	羽村市内の幼稚園・保育園等を利用する保護者
有効回収数	364件

### 結果の概要

#### 出産の時期と理想の時期とのギャップの理由

出産の時期と理想の時期との関係は、「理想より遅かった」が39%で最も多く、次に「理想の通りだった」が29%という結果になりました。



#### 理想より早い理由

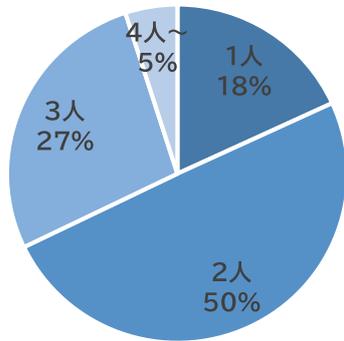
早く子供ができたから	60.0%
結婚の時期が理想より早かったから	15.4%
2, 3人目の子供が欲しいから	7.7%

#### 理想より遅い理由

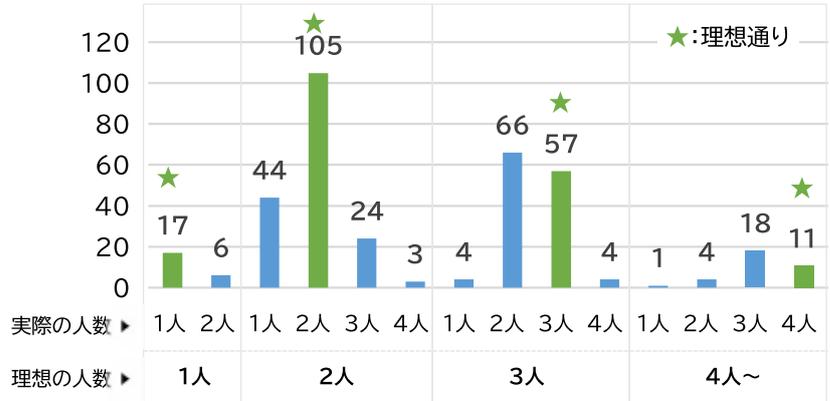
欲しいけれどできなかったから	35.1%
結婚の時期が理想より遅かったから	30.4%
自分または相手の仕事の事情	12.6%

 お子さんについて

予定しているお子さんの人数は「2人」が50%で最も多く、次に「3人」が27%という結果になりました。



実際の人数と理想の人数の関係性



理想より多くお子さんを持った理由

- 理想の人数以上の子供ができたから 41.1%
- 子供を産み育てることに楽しみなどを感じたから 25.0%
- 子育てや教育に関する経費に目途が立ったから 5.4%
- 家などの環境が整っているから 5.4%
- 自分の仕事などに影響がないと感じたから 5.4%
- 家事・子育てに十分な協力が得られるから 5.4%

理想の人数より少ない理由

- 子育てや教育にお金がかかりすぎるから 31.8%
- 欲しいけれどできないから 10.5%
- 出産・育児の心理的・肉体的な負担に耐えられないから 10.5%

## 小学生・中学生へのアンケート

本計画を策定するにあたり、小学生・中学生世代の居場所等に関する実態やニーズを把握するために、令和6年6月～7月にかけて調査を実施しました。

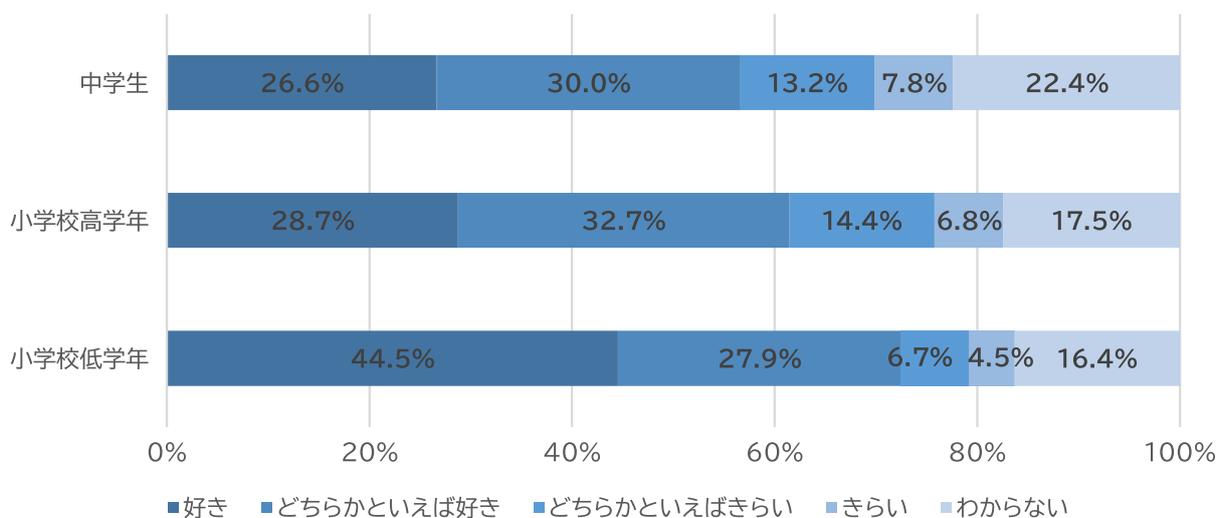
### 調査概要

調査方法	小学校1～3年生 アンケート用紙に記入して回答する。		
	小学校4～6年生及び中学生 アンケート用紙または一人一台の端末を活用したwebフォームから回答する。		
調査期間	令和6年6月～7月		
対象者	市内小学生	市内中学生	合計
配布数	2,464	1,352	3,816
有効回収数	2,301	1,224	3,525
有効回収率	93.4%	90.5%	92.4%

### 結果の概要

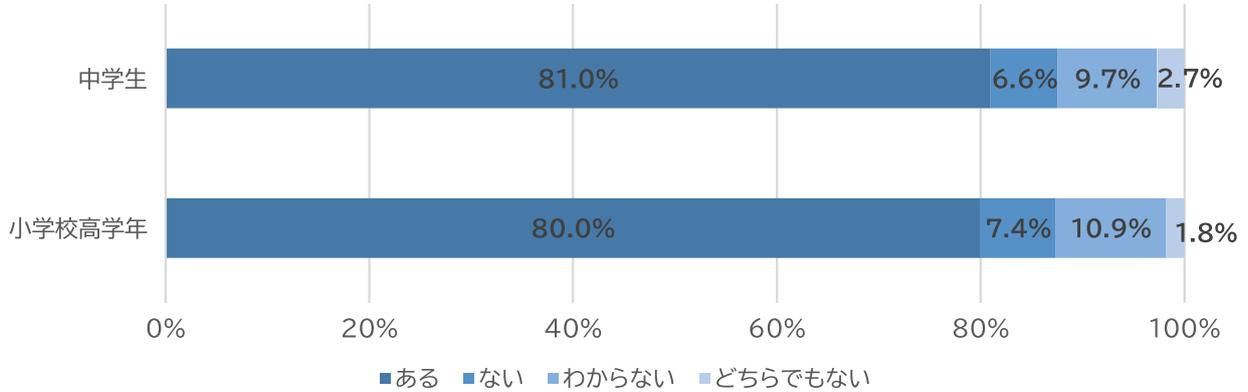
#### 今の自分が好きかどうかについて

今の自分が好きかどうかについて、「好き」、「まあまあ好き」を合わせた割合は中学生で56.6%、小学校高学年で61.4%、小学校低学年で72.4%という結果になりました。



 居場所について

あなたには、ここにいたい・ここにいるとホッとするという居場所があるかについて、「ある」が中学生では81.0%、小学校高学年では80.0%という結果になりました。



※この項目については、小学校低学年には聴取していません。

 居場所の具体的な場所について

居場所が「ある」と回答した方に、それはどこかという調査について、小学校高学年・中学生ともに「自分の家」が最も多く、次に「おじいちゃん、おばあちゃんなど親戚の家」となっています。

